

社会福祉法人南砺市社会福祉協議会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉事業に功労のあった者及び社会福祉活動が優秀な団体並びに社会福祉活動に協力、援助した者に対し、これを表彰又は感謝の意を表することにより南砺市社会福祉の向上進展に資することを目的とする。

(顕彰の方法)

第2条 表彰または感謝状は、南砺市社会福祉大会のときに行う。ただし、特別の場合はその都度行うことができる。

(表彰状)

第3条 表彰の対象となるものは、次の各号に定めたものとする。

- (1) 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、本会役員並びに評議員で、10年以上在任し、その功績顕著である者
ただし、退任した民生委員・児童委員については、在任期間を9年以上とする。
また、70歳以上で退任した本会役員並びに評議員については、在任期間を8年以上とする。
- (2) 現に社会福祉活動を行っている者で、活動が10年以上にわたり、特に優秀で、他の模範となる団体及び個人
- (3) 現にボランティア活動の実践者で、地域において、そのボランティア活動が10年以上継続的に実施され、他の模範となるべき団体、グループ及び個人
- (4) その他、会長の認める者

2 前項に該当するもののうち、すでに社会福祉功労者として本会の表彰を受けた者は除くものとする。

(感謝状)

第4条 感謝の意を表する対象となる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 社会福祉事業に対し、累計額30万円以上の金品を寄付した者
- (2) 社会福祉事業に対し、10年以上にわたり継続的に金品を寄付した者
- (3) その他、会長の認める者

(候補者の推薦)

第5条 推薦者は、この規程に定める表彰又は感謝状に該当する者を被表彰候補者推薦書（様式第1号）により、推薦するものとする。

(選考委員会)

第6条 表彰に該当するものを審査するため表彰選考委員会を置く。

- 2 表彰選考委員会の委員は、会長及び理事若干名をもって組織する。
- 3 表彰選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 補欠により就任した表彰選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 表彰選考委員会に委員長1名を置き、その委員長は表彰選考委員の内から互選により、選出するものとする。

6 表彰選考委員会は、被表彰候補者推薦書により審査を行い、被表彰者を決定する。

(追彰)

第7条 この規程に基づき、表彰することが適当と認められる者が死亡したときは、追彰し、表彰状はその遺族に授与する。

2 前項に該当する者のうち、対象となる者は、表彰選考委員会において、被表彰者として決定したのちに死亡した者とする。

(対象除外)

第8条 この規程に基づく表彰の贈呈は、次のいずれかに該当する個人、グループ又は団体をその対象から除外する。

(1) 社会福祉事業関係で藍綬褒章、黄綬褒章を受けた者

(2) 厚生労働大臣表彰を受けた者

(3) 社会福祉事業関係で富山県表彰規則による知事の表彰又は感謝状を受けた者

(4) 富山県社会福祉協議会長の表彰又は感謝状を受けた者

(5) 社会福祉事業関係で南砺市表彰規則による市長の表彰又は感謝状を受けた者

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月6日から施行する。